

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 第二章 免許（第三条～第二十八条）
 第三章 試験（第二十九条～第四十一条）
 第四章 業務等（第四十二条～第四十六条）
 第五章 罰則（第四十七条～第五十二条）
 附則

第一章 総則

（目的）

この法律は、言語聴覚士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もつて医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「言語聴覚士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。

第二章 免許

第三条 言語聴覚士にならうとする者は、言語聴覚士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許（第三十三条第六号を除き、以下「免許」という。）を受けなければならぬ。

（欠格事由）
 第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。
 一 罰金以上の刑に処せられた者
 二 前号に該当する者を除くほか、言語聴覚士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
 三 心身の障害により言語聴覚士の業務を行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

（言語聴覚士名簿）

第五条 厚生労働省に言語聴覚士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。
 （登録及び免許証の交付）
 第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、言語聴覚士名簿に登録することによって行なう。

- 2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、言語聴覚士免許証を交付する。
 （意見の聴取）

（意見の聴取）

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。（言語聴覚士名簿の訂正）

第八条 言語聴覚士は、言語聴覚士名簿に登録された免許に関する事項に変更があつたときは、三十日以内に、当該事項の変更を厚生労働大臣に申請しなければならない。（免許の取消し等）

第九条 言語聴覚士が第四条各号のいずれかに該当するに至ったときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて言語聴覚士の名称の使用の停止を命ずることができる。
 2 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再発免許を与えることができる。（この場合においては、第六条の規定を準用する）

（登録の消除）

第十条 厚生労働大臣は、免許がその効力を失つたときは、言語聴覚士名簿に登録されたその免許に関する事項を消除しなければならない。（指定登録機関の指定）

（免許証の再交付手数料）

第十二条 厚生労働大臣は、免許の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

（指定登録機関の指定）

第十三条 指定登録機関の役員の選任及び解任（指定登録機関の役員の選任及び解任）

（指定登録機関の役員の選任及び解任）

第十四条 指定登録機関が登録事務を行なう場合における第五条、第六条第二項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第八条、第十条及び第十一条の規定の適用については、第五条の執行を終り、又は執行を受けることができる者があること。

四 申請者がその行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができない者があること。

五 申請者が、第二十三条の規定により指定をされ、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

六 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

七 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をし

- 一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をし

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 申請者がその行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができない者があること。

三 申請者が、第二十三条の規定により指定をされ、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が、第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることができる者である。

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者である。

三 申請者が、第二十三条の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者である。

四 申請者が、第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者である。

五 申請者が、第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者である。

六 申請者が、第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者である。

七 申請者が、第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者である。

八 申請者が、第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者である。

九 申請者が、第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者である。

十 申請者が、第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者である。

十一 申請者が、第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者である。

十二 申請者が、第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者である。

十三 申請者が、第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者である。

十四 申請者が、第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者である。

十五 申請者が、第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者である。

十六 申請者が、第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者である。

十七 申請者が、第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者である。

十八 申請者が、第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者である。

十九 申請者が、第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者である。

書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（登録事務規程）

第十五条 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程（以下「登録事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとともも、同様とする。

二 指定登録機関は、登録事務規程で定めるべき事項は、厚生労働大臣に提出しなければならない。

三 登録事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

四 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができるものとするときも、同様とする。

五 登録事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

六 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができるものとするときも、同様とする。

七 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができるものとするときも、同様とする。

八 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

九 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

十 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

十一 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

十二 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

十三 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

十四 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

十五 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

十六 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

十七 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

十八 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

十九 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

二十 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

二十一 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

二十二 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

二十三 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

二十四 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

二十五 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

二十六 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

二十七 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

二十八 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

二十九 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができるものとするときも、同様とする。

三十 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

三十一 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

三十二 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずことができるものとするときも、同様とする。

(帳簿の備付け等)

第十八条 指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第十九条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。(報告)

第二十条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができ(立入検査)

第二十一条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十二条 指定登録機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。(指定の取消し等)

第二十三条 厚生労働大臣は、指定登録機関が第二十二条の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十三条第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第二十四条 第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項又は第二十二条第五条第一項の条件に違反したとき。

第二十五条 指定登録機関が行う登録事務の处分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。(指定登録機関がした処分等に係る審査請求)

第二十六条 厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第一項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

第二十七条 厚生労働大臣は、指定登録機関の旨を官報に公示したとき。

第二十八条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事務の全部若しくは一部を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 第十二条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

2 第十三条第二項、第十五条第三項又は第十九条の規定による命令に違反したとき。

3 第二十二条の規定により指定を取消したとき。

4 前条第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととしたとき。

5 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたとき。

6 第二十三条の規定により登録事務の全部若しくは一部を実施することができないとき。

7 第二十三条の規定により登録事務の全部若しくは一部を休止するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

8 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたときは、その停止を命ぜられたと認めたとき。

9 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたときは、その停止を命ぜられたと認めたとき。

10 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたときは、その停止を命ぜられたと認めたとき。

11 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたときは、その停止を命ぜられたと認めたとき。

12 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたときは、その停止を命ぜられたと認めたとき。

13 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたときは、その停止を命ぜられたと認めたとき。

14 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたときは、その停止を命ぜられたと認めたとき。

15 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたときは、その停止を命ぜられたと認めたとき。

16 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたときは、その停止を命ぜられたと認めたとき。

17 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたときは、その停止を命ぜられたと認めたとき。

18 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたときは、その停止を命ぜられたと認めたとき。

19 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたときは、その停止を命ぜられたと認めたとき。

20 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたときは、その停止を命ぜられたと認めたとき。

21 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたときは、その停止を命ぜられたと認めたとき。

22 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたときは、その停止を命ぜられたと認めたとき。

23 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたときは、その停止を命ぜられたと認めたとき。

24 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたときは、その停止を命ぜられたと認めたとき。

25 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたときは、その停止を命ぜられたと認めたとき。

26 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたときは、その停止を命ぜられたと認めたとき。

27 第二十三条の規定により登録事務の停止を命ぜられたときは、その停止を命ぜられたと認めたとき。

三 第十四条又は前条の規定に違反したとき。

四 第十五条第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

六 (指定等の条件)

第二十四条 第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項又は第二十二条第五条の規定による指定、認可又は許可には、条件

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

厚生労働大臣に對し、審査請求をすることができる。(厚生労働省令への委任)

七 (申請、言語聴覚士名簿の登録、訂正及び消除、言語聴覚士免許証又は言語聴覚士免許證明書の交付、書換え交付及び再交付、第二十六条の規定により厚生労働大臣が登録事務の引全部又は一部を行う場合における登録事務の引き継ぎその他の免許及び指定登録機関に關する事項は、厚生労働省令で定める)

八 (受験資格)

九 (試験)

十 (試験の実施)

十一 (試験の問題の作成及び採点を行わせる)

十二 (試験委員は、試験の問題の作成及び置く)

十三 (試験委員に關し必要な事項は、政令で定めが行う。)

十四 (不正行為の禁止)

十五 (言語聴覚士試験委員)

十六 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

十七 (試験委員に關し必要な事項は、政令で定めが行う。)

十八 (不正行為の禁止)

十九 (言語聴覚士試験委員)

二十 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

二十一 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

二十二 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

二十三 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

二十四 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

二十五 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

二十六 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

二十七 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

二十八 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

二十九 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

三十 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

三十一 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

三十二 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

三十三 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

三十四 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

三十五 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

自ら行つていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(厚生労働省令への委任)

九 (申請、言語聴覚士免許証又は言語聴覚士免許證明書の交付、書換え交付及び再交付、第二十六条の規定により厚生労働大臣が登録事務の引全部又は一部を行う場合における登録事務の引き継ぎその他の免許及び指定登録機関に關する事項は、厚生労働省令で定める)

十 (受験資格)

十一 (試験)

十二 (試験の実施)

十三 (試験の問題の作成及び採点を行わせる)

十四 (不正行為の禁止)

十五 (言語聴覚士試験委員)

十六 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

十七 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

十八 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

十九 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

二十 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

二十一 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

二十二 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

二十三 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

二十四 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

二十五 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

二十六 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

二十七 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

二十八 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

二十九 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

三十 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

三十一 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

三十二 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

三十三 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

三十四 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

三十五 (試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く)

二年(高等専門学校にあつては、五年)以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、一年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において一年(高等専門学校にあつては、四年)以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、二年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得した者

五 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、二年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得した者

六 外国(第二条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で言語聴覚士に係る厚生労働大臣の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者)又は文部科学大臣が指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第一項の規定により大学に入学することができる(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第一項の規定により大学に入学させた者を含む。)その他の者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、三年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの

七 (試験の無効等)

八 (試験の無効等)

九 (試験の無効等)

十 (試験の無効等)

十一 (試験の無効等)

十二 (試験の無効等)

十三 (試験の無効等)

十四 (試験の無効等)

十五 (試験の無効等)

十六 (試験の無効等)

十七 (試験の無効等)

十八 (試験の無効等)

十九 (試験の無効等)

二十 (試験の無効等)

二十一 (試験の無効等)

二十二 (試験の無効等)

二十三 (試験の無効等)

二十四 (試験の無効等)

二十五 (試験の無効等)

二十六 (試験の無効等)

二十七 (試験の無効等)

二十八 (試験の無効等)

二十九 (試験の無効等)

三十 (試験の無効等)

三十一 (試験の無効等)

三十二 (試験の無効等)

三十三 (試験の無効等)

三十四 (試験の無効等)

三十五 (試験の無効等)

される場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（前条の規定による改正前の法律の規定によりなお従前の例による。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日